

設問3

公私連携保育所移行後の開園時間として、希望される運営方法について

項目	回答数	割合
1. 7時から18時までを「保育標準時間」とし、夕方18時から19時までを「延長保育」として、延長保育料(30分毎:100円)を発生する。	13	33.33%
2. 従来通り7時30分から18時30分までを「保育標準時間」とし、朝7時から7時30分までと夕方18時30分から19時までを「延長保育」として、延長保育料(30分毎:100円)を発生する。	26	66.67%

今後の方針

⇒ 3分の1が18時からの「延長保育」
 3分の2が従来通りで、朝に「延長保育」というご意見でした。
 ご意見を参考し、急な仕事の調整が必要がなくなるような対応を検討します。

協議案

今回の移行に伴い、在園児童保護者の方に仕事の調整をお願いすることを鑑み、**令和7年度を移行期間**とさせていただきます。

開園時間は、今回の公私連携型保育所移行に伴い、朝7時開園とします。

保育標準時間は、国の最大時間11時間とし、夕方18時までとします。

ただし、令和7年度に限り、夕方18時から18時30分までの延長保育料相当額を町が負担します。

令和7年度は、在園児童保護者の延長保育料の負担開始時刻を従来の18時30分からとします。

なお、この協議案は、令和7年3月開催予定の町議会にて、予算が成立した際の対応となります。成立がなされない場合は、再度協議案を提示させていただきます。また、この協議案は、急な仕事の調整が困難という理由で実施するものです。18時30分までの利用を推奨するために行うものではないことを申し添えさせていただきます。